

一般社団法人秋田県作業療法士会 賛助会員規定

(賛助会員)

第1条 一般社団法人秋田県作業療法士会 定款第7条及び第8条に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人または団体は、別記第1号様式の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の入会金及び会費)

第1条 賛助会員を個人、団体に区分し、会費をつぎのとおりとする。

個人会員 年会費 5,000円

団体会員 年会費 30,000円

2. 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。
3. 既納の会費その他の拠出金は返還しない。

(賛助会員の特典)

賛助会員である個人又は団体は、次の特典を受けることができる。

(1) 本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、展示空間を無償で利用することができる。但し、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。

(2) 本会が発行する会員名簿に、個人の場合は氏名、住所、電話番号等を、団体の場合は事務所、営業所、電話番号のほか、営業品目等を無料で掲載することができる。

(3) 本会が発行する機関誌等に広告を掲載する場合は、掲載料金につき別に定める割引特典を受ける。

(4) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

(5) 本会が発行する機関誌等を受けとることができる。

(6) 個人会員には学会、研修会等が案内される。団体会員には学会および団体会員に関連する研修会等が案内される。

(募金の制限)

第4条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(規定の変更)

第5条 この規定の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附則

この規定は、平成4年4月1日から施行する。

この規定は、平成9年3月1日から一部改正により施行する。

この規定は、令和4年6月29日から一部改正により施行する。